

○公害の防止に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制（昭和48年3月30日県条例第11号）

1 規制対象（規則第8条）

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、(2)に該当する営業を除く。）のうち、設備を設けて客に飲食させる営業
- (2) 食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）

2 深夜営業騒音規制地域の指定状況

市	町	村	告示年月日及び告示番号
長野市	南佐久郡小海町	上水内郡信濃町	S57. 6. 7 県告示第415号 (施行日：S57. 7. 1)
松本市	佐久穂町	飯綱町	
上田市	川上村	下水内郡栄村	
岡谷市	北佐久郡軽井沢町		
飯田市	立科町		
諏訪市	諏訪郡原村		
小諸市	上伊那郡辰野町		
駒ヶ根市	下伊那郡泰阜村		
中野市	木曾郡木曾町		
大町市	大桑村		
茅野市	東筑摩郡麻績村		
塩尻市	北安曇郡白馬村		
佐久市	小谷村		
千曲市	埴科郡坂城町		
東御市	上高井郡小布施町		
安曇野市	下高井郡山ノ内町		
須坂市	飯山市	上伊那郡箕輪町	S57. 9. 9 県告示第608号 (施行日：S57. 10. 1)
伊那市	北佐久郡御代田町	上高井郡高山村	
諏訪郡下諏訪町			S58. 3. 7 県告示第106号 (施行日：S58. 4. 1)
諏訪郡富士見町	木曾郡上松町	北安曇郡松川村	S58. 7. 14 県告示第405号 (施行日：S58. 8. 1)
上伊那郡南箕輪村	東筑摩郡筑北村		
下伊那郡松川町			S58. 11. 21 県告示第676号 (施行日：S58. 12. 1)

3 規制基準（条例第15条、第42条、第43条、規則第9条、第17条、別表第4）

規制区域	規制基準	音響機器の使用制限	規制時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	40 デシベル	カラオケ装置、蓄音機、楽器、拡声装置の使用禁止 (外部にもれない処置を講じた場合を除く)	午後11時から翌日の午前6時まで
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45 デシベル		
第1種住居地域 第2種住居地域		55 デシベル	
準住居地域 その他の地域			
近隣商業地域 商業地域	60 デシベル		
準工業地域 工業地域			

(備考)

この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定に基づく用途地域をいう。